

報告第11号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和8年6月4日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

8 専第 7 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 12, 100 円を支払う。
- 2 相 手 方 所在地 大阪府交野市私市 8 丁目 16 番 13 号
名 称 有限会社森英興産 代表取締役 森 英介
- 3 示 談 日 令和 8 年 4 月 17 日
- 4 事 案 概 要 令和 8 年 2 月 9 日（月）午前 10 時 45 分頃、大気環境調査のために現場に向かう途中、交野市星田山手 2 丁目 8 番 8 号（交流農園前）付近において、公用車左前方部と道路左側の電柱に掲示されていた工事予告の看板が接触し、破損させたもの。
- 5 そ の 他 相手方損害額 12, 100 円
対物共済保険額 12, 100 円
市持出額 0 円

令和 8 年 4 月 17 日

交野市長 山 本 景